

茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の高等学校等を卒業後、医学部へ進学する者の保護者等の経済的な負担を軽減し、より多くの県民が医学部に進学できるよう、金融機関から医学部進学のための教育資金の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、茨城県医師教育資金利子補給金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部をいう。

2 この要綱において、「医学部」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学の医学課程又は外国の医学校の医学を履修する課程（学校教育法に基づく大学の医学を履修する課程と同等以上であると知事が認めるものに限る。）をいう。

3 この要綱において、「金融機関」とは、茨城県が実施する茨城県医師教育資金利子補給事業の趣旨に賛同のうえ、当該事業の運用に対して連携及び協力することについて、知事と協定書の締結を行った金融機関をいう。

4 この要綱において、「教育資金」とは、金融機関が当該事業の趣旨に沿って用意した商品で、茨城県が指定したものをいう。

5 この要綱において、「保証料率」とは、保証を受ける者が保証者に支払う保証料、保険料又は手数料の率をいう。

6 この要綱において、「医療機関」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(利子補給対象者)

第3条 この要綱における利子補給の対象となる者（以下「利子補給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、利子補給の予約申請時においては、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 県内の高等学校等を卒業後、平成31年度以降に医学部へ進学する者であって、他の就労義務を伴う奨学金等（茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金、茨城県海外対象医師修学研修資金及び第14条第1項第3号に掲げる交付の条件を満たすことを妨げない就労義務が設けられている奨学金等として知事が認めるもの（第18条において「茨城県医師修学資金等」という。）を除く。）の貸与や利子補給金の交付を受けていない者（以下「医学生」という）。

イ 医学生の配偶者、3親等以内の血族又は3親等以内の姻族である者

ウ 医学生と同一の世帯に属する者

(2) 金融機関から、医学部進学のための教育資金の融資を受けている者であること。

- (3) 第11条第1項の規定による利子補給の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、引き続き1年以上県内に住所を有している者であること。

（対象借入金）

第4条 利子補給の対象となる借入金（以下「対象借入金」という。）は、医学部進学に要する費用に充てるため金融機関から融資を受けた教育資金であって、3,000万円を限度とする。

2 ただし、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金及び茨城県海外対象医師修学研修資金の貸与を受けている場合は、2,000万円を限度とする。

（対象利子）

第5条 利子補給の対象となる利子は、利子補給対象者が金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約の約定利率をパーセントを単位として年利率で表したもので、年利率4パーセント（保証料率を含む。）を限度とする。ただし、延滞利息及び遅延損害金は、除くものとする。

2 前項の規定により算定した利子補給の額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（対象期間）

第6条 利子補給の対象となる期間は、医学生の正規の修学期間以内（最大72か月）とする。

（申請等の方法）

第7条 この補給金の交付にあたり、申請等は電子申請・届出システムにより行うことを原則とするが、紙による申請を行うことも認めることとする。また、各種申請等に必要な書類は、別表のとおりとする。

（予約の申請等）

第8条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、金融機関から、医学部進学のための教育資金の融資を受ける前に、あらかじめ利子補給の予約をすることができる。利子補給の予約をしようとする者（以下「予約申請者」という。）は、「茨城県医師教育資金利子補給金交付予約申請書」（様式第1号。以下「予約申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 県内の高等学校等を卒業後、平成31年度以降に医学部へ進学しようとする者（以下「医学部進学予定者」という。）及び予約申請者の属する世帯全員の住民票
- (2) 医学部進学予定者が県内の高等学校等を卒業又は修了見込みであること、もしくは卒業又は修了したことを証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 予約申請者が医学部進学予定者の配偶者、3親等以内の血族又は3親等以内の姻族である場合（医学部進学予定者と同一の世帯に属する場合を除く。）であって、予約申請書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類に加え、当該予約申請者が医学部進学予定者の配偶者、3親等以内の血族又は3親等以内の姻族であることを証する書類を添えて、

これをしなければならない。

(交付予約者の決定及び通知)

第9条 知事は、前条の規定により予約申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、利子補給の交付予約者（以下「交付予約者」という。）を決定する。ただし、利子補給金交付予約適格となる予約申請が予算額に達すると判断した場合は、予約申請の受付を停止する。

2 知事は、前項の規定により交付予約者を決定したときは、当該交付予約者に対しては、「茨城県医師教育資金利子補給金交付予約決定通知書」（様式第2号。以下「予約決定通知書」という。）を、交付予約者とならなかった者に対しては、「茨城県医師教育資金利子補給金交付予約不決定通知書」（様式第3号。以下「予約不決定通知書」という。）を、それぞれ通知するものとする。

3 交付予約者が、第11条に規定する利子補給金の交付申請書を期限内に提出しなかったときは、利子補給金の交付を受ける権利は自動的に失効するものとする。この場合において、当該年度内に交付申請をすることはできないものとする。ただし、交付予約者から、「茨城県医師教育資金利子補給金交付申請書提出期限延長依頼申請書」（様式第4号。）の提出があり、やむを得ない事由により期限内に提出することが困難であると知事が認める者については、この限りでない。

(交付予約の取下げ)

第10条 前条第2項の規定により通知を受けた交付予約者が、第3条に規定する利子補給対象者の条件を満たさなくなったときは、「茨城県医師教育資金交付予約申請取下げ申出書」（様式第5号。）により、速やかに知事に申し出なければならない。

(交付申請)

第11条 交付申請者は、「茨城県医師教育資金利子補給金交付申請書」（様式第6号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、交付予約者については、交付申請書に次の各号に掲げる書類（第2号に掲げる書類を除く。）を添えて、別途定める期限内に知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請者が金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約書の写し及び金融機関が発行する返済予定表等の写し
- (2) 医学生及び交付申請者の属する世帯全員の住民票
- (3) 医学生が県内の高等学校等を卒業し、又は修了したことを証する書類
- (4) 医学生の大学の在学証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 交付申請者が第3条第1号イに掲げる者である場合（同号ウに掲げる者に該当する場合を除く。）であって、交付申請書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類に加え、当該交付申請者が医学生の配偶者、3親等以内の血族又は3親等以内の姻族であることを証する書類を添えて、これをしなければならない。

(交付決定)

第12条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該利子補給金を交付することが適当であると認めるときは、「茨城県医師教育資金利子補給金交付決定通知書」(様式第7号。以下「交付決定通知書」という。)により、当該交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ期間)

第13条 規則第8条第1項の知事の定める期間は、交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第14条 規則及びこの要綱による利子補給金の交付についての条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 利子補給の対象となる医学生は、茨城県地域医療支援センターが実施する個別面談等に参加すること。
- (3) 利子補給の対象となる医学生は、医学部卒業後10年以内に県内の医療機関に2年間以上勤務すること。

2 知事は、第12条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が対象借入金の償還を延納した場合は、償還を行うまでの間、利子補給金の交付を停止するものとし、償還を行った日の直後の利子補給金交付日に一括して交付するものとする。ただし、償還すべき日の属する年度を経過した償還金に係る利子補給金は、交付の対象としないものとする。

(変更の届出)

第15条 交付決定者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、「茨城県医師教育資金利子補給金変更届出書」(様式第8号。)により、知事にその旨を届け出なければならない。

- (1) 金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約の内容を変更したとき。
- (2) 医学生及び交付決定者の住所又は氏名その他交付申請書に記載した内容に変更があったとき。
- (3) 対象借入金を繰上償還したとき。
- (4) 金融機関に対する割賦償還金の償還を行わなかったとき。

(利子補給金の請求及び実績報告)

第16条 交付決定者は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に金融機関に対して支払った利子に係る利子補給金について、「茨城県医師教育資金利子補給金請求書兼実績報告書」(様式第9号。以下「請求書兼実績報告書」という。)に、金融機関が発行する「茨城県医師教育資金利子補給金利子支払証明書」(様式第10号の1又は様式第10号の2。)及びその他知事が必要と認める書類を添えて、翌年3月末日までに知事に提出しなければならない。

(利子補給金の額の確定及び支払)

第17条 知事は、前条の規定により請求書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときには、交付すべき利子補給金の額を確定し、交付決定者に対して、「茨城県医師教育資金利子補給金確定通知書」(様式第11号。以下「確定通知書」という。)を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により、確定通知書を通知した場合は、当該通知した日から30日以内に、当該利子補給金の額を交付決定者に支払うものとする。

(交付の打切り又は返還)

第18条 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当したときは、利子補給の打切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 対象借入金を目的以外に使用したとき。
- (2) 金融機関以外の機関へ債務引受されたとき。
- (3) 対象借入金に代位弁済等により弁済されたとき。
- (4) 利子補給の交付申請から利子補給の終了までの間に提出された書類に虚偽があったとき。
- (5) 他の就労義務を伴う奨学金等(茨城県医師修学資金等を除く。)の貸与や利子補給金の交付を受けたとき。
- (6) 利子補給の対象となる医学生が、医学部卒業後10年以内に県内の医療機関に2年間以上勤務しなかったとき。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

ただし、平成31年度に医学部へ進学した者に係る利子補給対象者は、改正後の要綱第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第7条関係）

内容	必要書類	電子申請 の場合	紙申請 の場合
予約の申請	交付予約申請書（様式第1号）	不要	要
	進学(予定)者及び予約申請者の属する世帯 全員の住民票	要	要
	県内の高等学校等を卒業又は修了見込み、も しくは卒業又は修了したことを証する書類	要	要
提出期限の延 長申請	提出期限延長依頼申請書（様式第4号）	不要	要
予約の取下げ	予約申請取下げ申出書（様式第5号）	不要	要
交付の申請	交付申請書（様式第6号）	不要	要
	金銭消費貸借契約書の写し及び金融機関が 発行する返済予定表等の写し	要	要
	医学生及び予約申請者の属する世帯全員の 住民票	要	要
	県内の高等学校等を卒業又は修了したこと を証する書類	要	要
	医学生の大学の在学証明書	要	要
変更の届け出	変更届出書（様式第8号）	不要	要
補給金の請求 及び実績報告	補給金請求書兼実績報告（様式第9号）	不要	要
	利子支払証明書（様式第10号の1又は様式 第10号の2）	要	要

茨城県知事 殿

〔予約申請者〕

住 所	(郵便番号)
フリガナ	
氏 名	
電 話 番 号	
医学部進学(予定)者 との 関 係	

茨城県医師教育資金利子補給金交付予約申請書

私は、茨城県医師教育資金利子補給金の予約をしたいので、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 医学部進学(予定)者の情報

住 所	(郵便番号)	生年月日	
フリガナ		電 話 番 号	
氏 名		メールアドレス	
高等学校等名		進学(予定)大学名	
		進学(予定)年月日	

2 借入予定金融機関及び借入予定金の内容

金 融 機 関 名	本店・()支店
借 入 予 定 金	金 円

3 添付書類（提出する書類のチェック欄に「○」を記入してください。）

チェック欄	添付書類名
	医学部進学(予定)者及び予約申請者の属する世帯全員の住民票
	医学部進学(予定)者が県内高等学校等を卒業又は修了見込みであること、もしくは卒業又は修了したことを証する書類
	申請者が医学部進学(予定)者の配偶者、3親等以内の血族又は姻族であることを証する書類（申請者が医学部進学予定者本人又は同一世帯に属する場合は添付不要）

殿

茨城県知事

茨城県医師教育資金利子補給金交付予約決定通知書

年 月 日付けで予約申請のあった茨城県医師教育資金利子補給金については、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

なお、同要綱第11条の規定による交付申請を行うことについては、下記の対象借入金額を限度に承認します。

記

利子補給金交付予約決定

交付予約番号	
医学部進学(予定)者氏名	
対象借入金限度額	金 円
交付申請書提出期限	年 月 日

(注意事項)

- 1 本予約決定通知書は、金融機関の融資の決定及び利子補給金の交付を保証するものではありません。
- 2 利子補給金の交付を受けるためには、「茨城県医師教育資金利子補給金交付申請書」（様式第6号）を上記期限内に提出する必要があります。なお、上記期限内に交付申請書を提出しなかったときは、利子補給金の交付を受ける権利は自動的に失効となり、当該年度内に交付申請はできなくなりますので、予め御了承ください。ただし、交付予約者から、「茨城県医師教育資金利子補給金交付申請書提出期限延長依頼申請書」（様式第4号）の提出があり、やむを得ない事由により期限内に提出することが困難であると知事が認める者については、この限りではありません。
- 3 利子補給対象者の条件を満たさなくなったときは、「茨城県医師教育資金交付予約申請取下げ申出書」（様式第5号）により申し出てください。
- 4 対象借入限度額が2,000万円を超える交付予約の決定を受けた後に、茨城県医師修学資金、茨城県地域医療医師修学資金及び茨城県海外対象医師修学研修資金の貸与を受けることが明らかとなった場合は、対象借入限度額は2,000万円となります。
- 5 対象となる金融商品の内容については、各金融機関にお問い合わせください。（金融機関が当該事業の趣旨に沿って用意した商品で、茨城県が指定した金融商品のみが、本事業の対象となります。契約の際にはよく御確認ください。）

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事

茨城県医師教育資金利子補給金交付予約不決定通知書

年 月 日付けで予約申請のあった茨城県医師教育資金利子補給金については、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり不決定としたので通知します。

記

不決定の理由

茨城県知事 殿

〔交付予約者〕

住 所	(郵便番号)
フリガナ	
氏 名	
電 話 番 号	

茨城県医師教育資金利子補給金交付申請書提出期限延長依頼申請書

年 月 日付け医人第 号で交付予約決定のあった茨城県医師教育資金利子補給金については、下記の理由により交付申請書の提出期限を延長したいので、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第9条の規定により申請いたします。

1 交付申請書の提出期限の延長が必要な理由（状況等を詳細に御記入ください。）

2 交付申請書提出見込み時期（※確実に提出する事が可能な日付を御記入ください。）

年 月 日

茨城県知事 殿

[交付予約者]

住 所	(郵便番号)
フリガナ	
氏 名	
電 話 番 号	

茨城県医師教育資金利子補給金交付予約申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付予約決定のあった茨城県医師教育資金利子補給金については、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり利子補給金交付予約申請を取り下げます。

- 1 交付予約番号
- 2 取下げ理由

茨城県知事 殿

〔交付申請者〕

住 所	(郵便番号)
フリガナ	
氏 名	
電 話 番 号	
医学生との関係	
交付予約番号	(交付予約者のみ)

茨城県医師教育資金利子補給金交付申請書

私は、茨城県医師教育資金利子補給金を受けたいので、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 医学生の情報

住 所	(郵便番号)	生年月日	
フリガナ		電 話 番 号	
氏 名		メールアドレス	
大 学 名		出身高等学校等	
他の奨学金等や利子補給金受給の有無 ※該当する番号を「○」で囲んでください。		1. 無 2. 有 (制度名 :)	

2 融資内容

金融機関名	本店・()支店		
約定借入金	金 円	約定年利率	% (保証料率を含む。)
第1回利子 支払年月	年 月	返済期間	年 月 ~ 年 月

3 添付書類 (提出する書類のチェック欄に「○」を記入してください。)

チェック欄	添付書類名	チェック欄	添付書類名
	金銭消費貸借契約書の写し及び 返済予定表等の写し		医学生及び交付申請者の属する世帯 全員の住民票 (交付予約者は添付不要)
	医学生が県内高等学校等を卒業し 又は修了したことを証する書類		医学生の大学の在学証明書
	申請者が医学生の配偶者、3親等以内の血族又は姻族であることを証する書類 (申請者が医学生本人又は同一世帯に属する場合は添付不要)		
	他の奨学金等や利子補給金に係る契約書等の写し及び就労義務等が記載されている 書類 (他の奨学金や利子補給金を受給している者以外は添付不要)		

殿

茨城県知事

茨城県医師教育資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨城県医師教育資金利子補給金については、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 利子補給金交付決定

医 学 生 氏 名	
利子補給対象借入金	金 円
利子補給対象期間	年 月 から 年 月 まで
利 子 補 給 金 の 額	茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第5条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。
利子補給金交付条件	茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第14条の規定による。

2 この交付決定の内容又は交付条件に不服がある場合において、申請を取り下げられる期限は、年 月 日までとします。

(注意事項)

交付申請の内容に変更が生じた場合は、「茨城県医師教育資金利子補給金変更届出書」（様式第8号）により届け出てください。

茨城県知事 殿

〔交付決定者〕

住 所	(郵便番号)
フリガナ	
氏 名	
電 話 番 号	

茨城県医師教育資金利子補給金変更届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった茨城県医師教育資金利子補給金の内容を次のとおり変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更の内容

変更前	変更後

備考1 変更があった事項のみ記入してください。

2 変更の内容については、変更前及び変更後の欄にその内容が対比できるように記入してください。

2 変更の理由

--

茨城県知事 殿

〔交付決定者〕

住 所	(郵便番号)
フリガナ	
氏 名	
電 話 番 号	

茨城県医師教育資金利子補給金請求書兼実績報告書

年度分の茨城県医師教育資金利子補給金を交付されるよう、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）及び茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付決定年月日・文書番号	年 月 日 第 号
利子補給の対象借入金（全体）	金 円
利子補給の対象期間（全体）	年 月 ～ 年 月
年間利子支払額（今回請求額）	金 円
利子支払期間（今回請求期間）	年 月 ～ 年 月

（注）4月1日から3月31日までの間に金融機関に対して支払った利子額を記入し、延滞利息及び損害遅延金の額を含まない額を記入してください。

【添付書類】（提出する書類のチェック欄に「○」を記入してください。）

チェック欄	添付書類名
	金融機関が発行する「茨城県医師教育資金利子補給金利子支払証明書」

【振込先】

金融機関名	本店 ・ () 支店
口座種別	1 普通預金口座 2 当座預金口座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

茨城県医師教育資金利子補給金利子支払証明書

フリガナ	
借入者氏名	
借入者住所	
借入年月日	年 月 日
借入金額（全体）	金 円
借入期間（全体）	年 月 ～ 年 月
取扱番号	

上記の者の 年4月から 年3月までの返済状況は、以下のとおりです。

【返済状況】

（単位：円）

月	元金償還額	利子支払額	合計	備考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

（注）利子支払額には、延滞利息及び延滞損害金の額を含まない額を記入してください。

年 月 日

茨城県知事 殿

金融機関名

印

茨城県医師教育資金利子補給金利子支払証明書

フリガナ	
借入者氏名	
借入者住所	
借入年月日	年 月 日
借入金額（全体）	金 円
借入期間（全体）	年 月 ～ 年 月
取扱番号	

上記の者の 年4月から 3月までの利子支払額は、以下のとおりです。

利子支払額 円

（注）利子支払額には、延滞利息及び損害遅延金の額を含まない額を記入してください。

年 月 日

茨城県知事 殿

金融機関名 印

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事

茨城県医師教育資金利子補給金確定通知書

年 月 日付けで請求兼実績報告のあった 年度分の茨城県医師教育資金利子補給金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 3 6 年茨城県規則第 6 7 号）第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の額を確定したので通知します。

記

利子補給金の確定額 金 円